



## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記 1 の書類について、別添のとおり提出します。

### 記

<p>1 提出書類 ＜該当を選択＞</p>	<p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画書 ( PDF ・ 書類 部 )</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ( PDF ・ 書類 部 )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画書 ( <del>PDF</del> ・ <span style="border: 1px solid black;">書類</span> 1部 )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ( <del>PDF</del> ・ <span style="border: 1px solid black;">書類</span> 1部 )</p>
<p>2 提出者</p>	<p>(住所) 〒661-8661 兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号</p> <p>(名称・代表者氏名) 三菱電機株式会社 電子通信システム製作所 所長 増田 直人</p>
<p>3 対象事業場</p>	<p>(所在地) 〒661-8661 兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号</p> <p>(名称) 三菱電機株式会社 電子通信システム製作所</p> <p>(事業場コード(6桁)) 930036</p>
<p>4 事業場データ</p>	<p>(業種コード(4桁)) 3013</p> <p>(業種名) 無線通信機械器具製造業</p> <p>(フレーム：製造業は製品出荷額、その他は従業員数)  136,691 百万円 <del>一人</del></p>
<p>5 担当</p>	<p>(所属) 生産管理部 施設環境課</p> <p>(氏名) 齋藤 貢一</p> <p>(電話) (FAX) 06-6495-5245 06-6495-5377</p> <p>(E-mail) Saito.Koichi@dw.MitsubishiElectric.co.jp</p>

(その他事業所)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項及び第12条の2第12項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

ただし、別添の様式はすべて公表されますので、別添の様式中に個人情報等を記載しないようご注意ください。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

尼崎市長 殿

提出者



〒661-8661  
住所 尼崎市塚口本町八丁目1番1号  
氏名 三菱電機株式会社 電子通信システム製作所  
          所長 増田 直人  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 06-6495-5245

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社 電子通信システム製作所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3013 無線通信機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷額 136,691百万円(令和4年度実績)
③従業員数	1,871人(令和4年3月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 使用量の見直し、生産工程の見直しにより、排出量を抑制した。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 従来を取組みを継続し、管理を徹底することにより、排出量抑制を図る。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した特別管理産業廃棄物の種類毎にそれぞれ別の場所に屋内保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来を取組みを継続し、保管容器の更新を行い、保管管理を徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	（これまでに実施した取組） 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	（今後実施する予定の取組） 特になし。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
（今後実施する予定の取組） 特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(これまでに実施した取組) 特になし。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組) 特になし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への委託を継続した。	

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き従来の取り組みを継続するとともに、再生利用の検討を行い、リサイクルを推進する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 4 年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	70.67	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト導入済み。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙①

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

図1 塗装作業フローシート

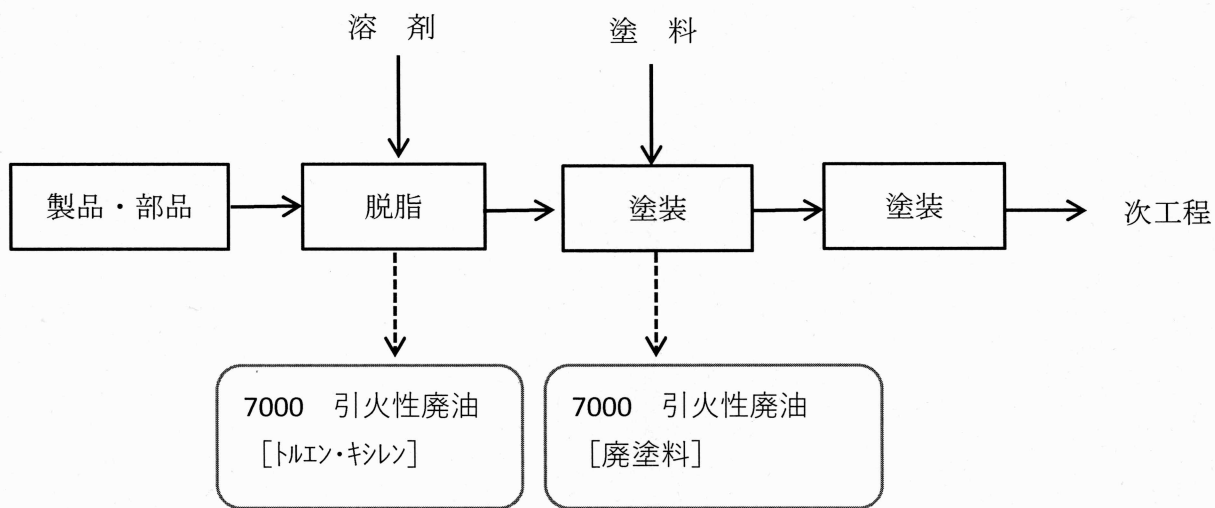
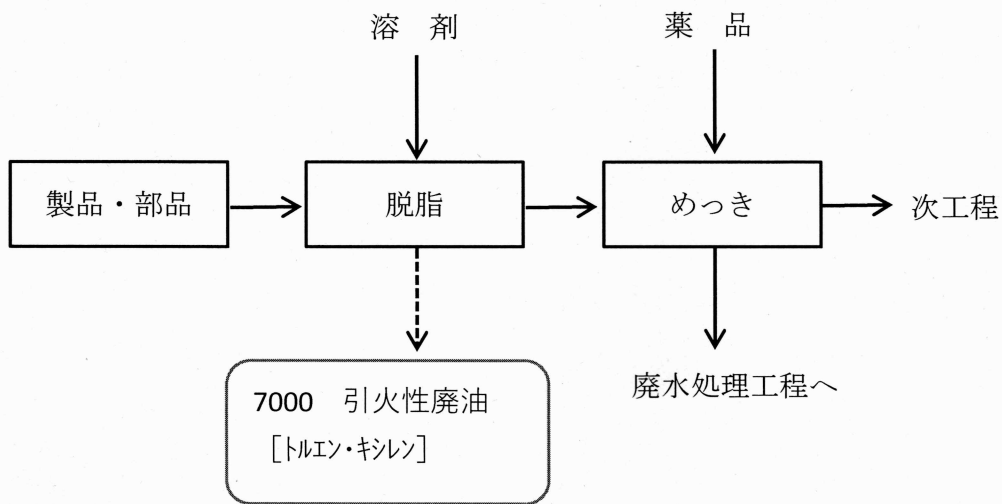


図2 めっき作業フローシート





別紙②

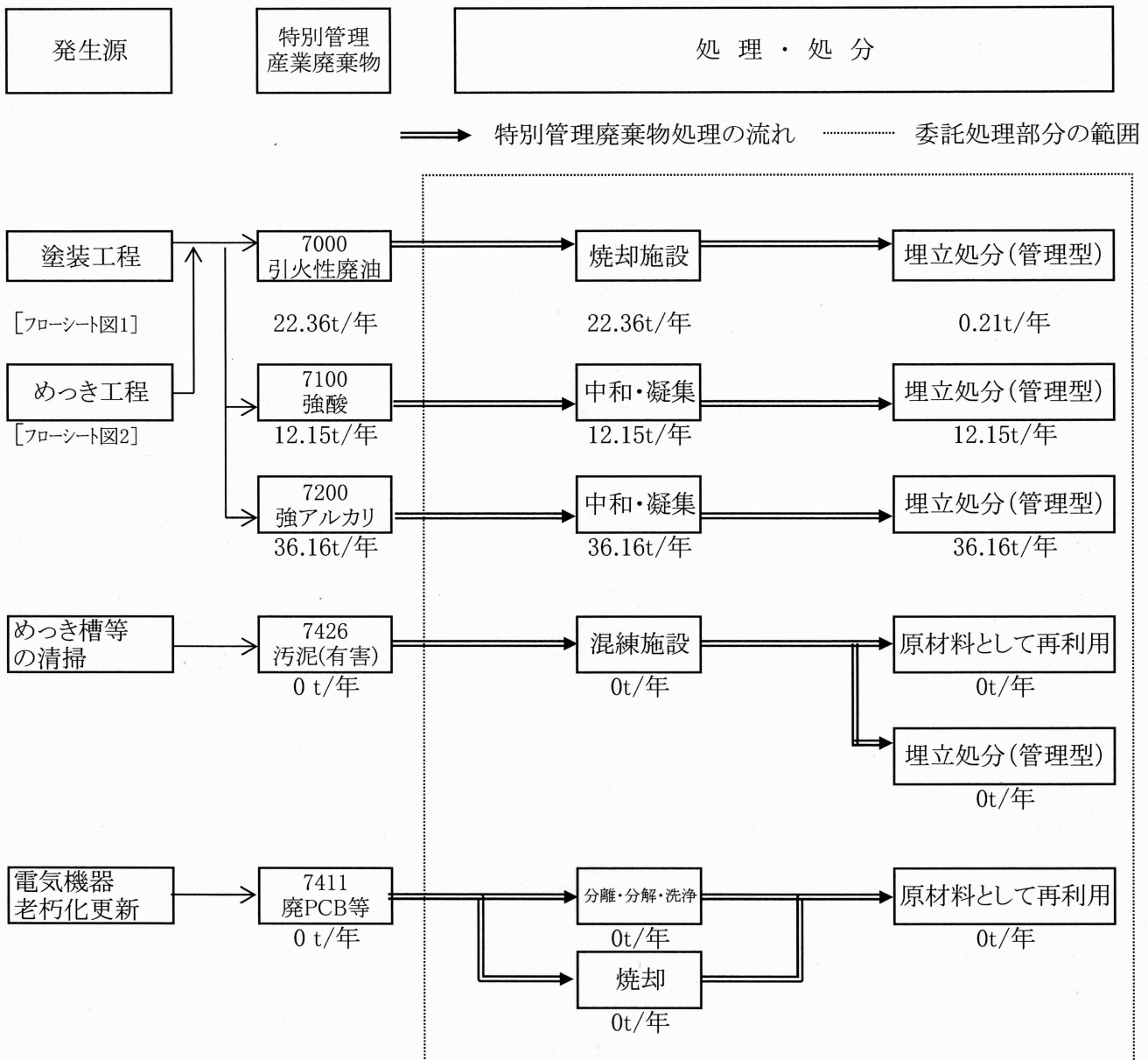


図3 特別管理産業廃棄物処理フローシート(現状)

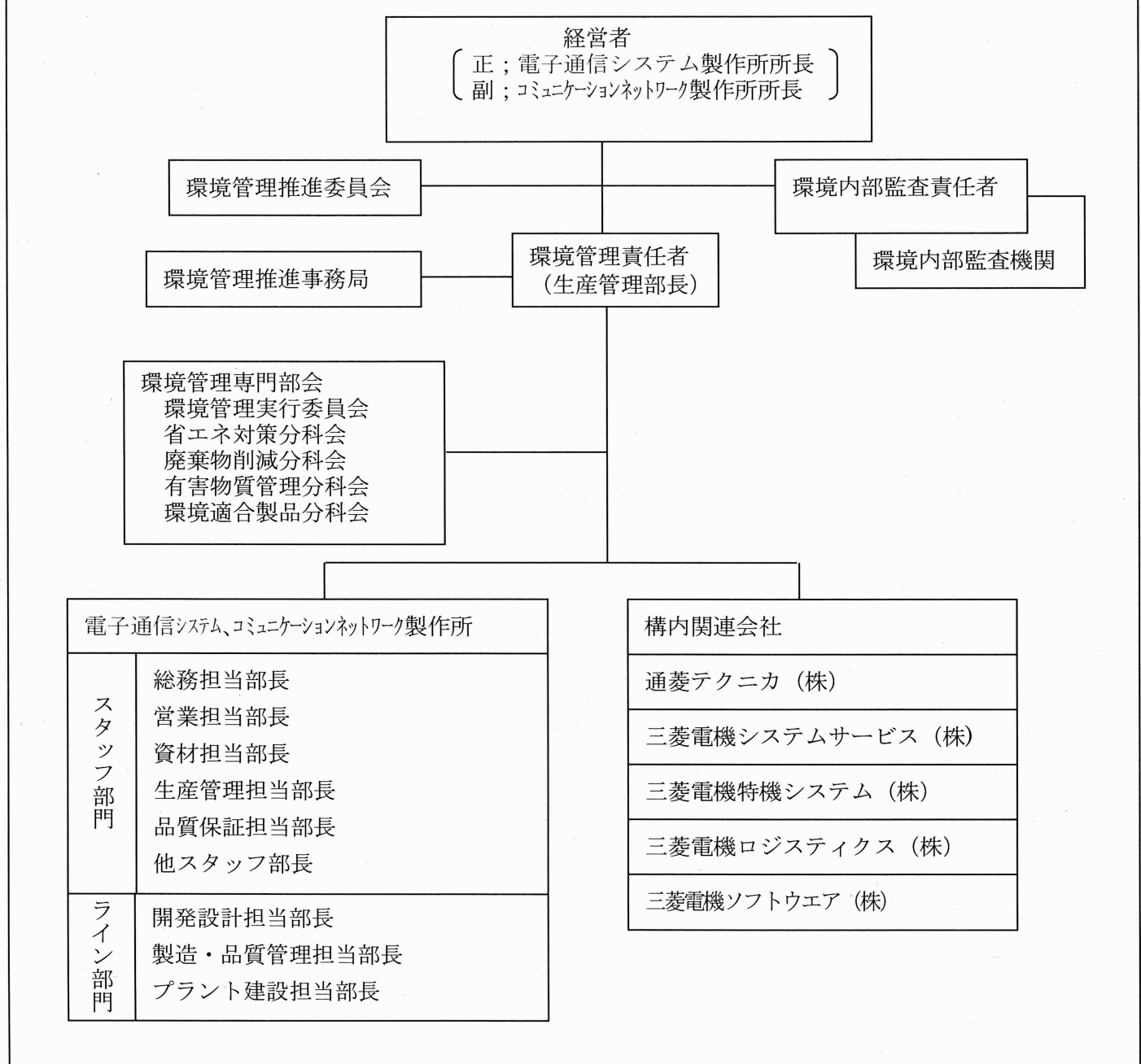
別紙③ - 1

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所長
環境管理責任者		生産管理部長
廃棄物担当		施設環境課長
役割	環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理方針の策定</li> <li>・ 廃棄物管理規定の策定・改廃</li> </ul>
	環境管理推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的事項を審議する（委員長；環境管理責任者）</li> <li>・ 廃棄物削減・リサイクルに関する取組み事項の策定と審議</li> </ul>
	廃棄物削減分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の適正処理及び削減に関する関係者への教育・啓発</li> </ul>
	施設環境課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理委託業者の選定、現地確認、委託処理契約の締結事務</li> <li>・ 各部門に対する教育・指導</li> <li>・ 監督官庁への各種報告</li> <li>・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> </ul>

廃棄物管理組織



## 別紙③ - 2

### (2) 管理体制の強化

#### ①管理体制（組織）

環境管理推進委員会、環境管理実行委員会、及び廃棄物専門に対応する組織編成として、廃棄物削減分科会を設置し、所内の強化を図る。

#### ②管理方法

廃棄物管理規定に基づいて廃棄物の適正処理を図っていく。

### (3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項等について、従業員に教育・研修等を行う。

### (4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

廃棄物処理状況等について、定期的に取りまとめて従業員に周知し、啓発を図る。



